



県章

滋賀県公報

令和7年(2025年)
5月27日
第617号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)	1
道路区域の変更(道路保全課)	2
道路の供用開始(道路保全課)	2

○ 公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告(中小企業支援課)	3
公共測量実施公告(用地事業支援課)	4
公共測量終了公告(用地事業支援課)	4

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区定款変更認可公告(湖東)	4
-------------------------	---

告 示

滋賀県告示第220号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和7年5月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
ケアリア調剤薬局	長浜市大戌亥町288-5	薬局	佐藤良輔	令和7.3.1
訪問看護ステーションとくさん	近江八幡市安土町下豊浦 1285番地18	訪問看護	—	令和7.3.1
ミライリハ訪問看護リハビリステーション栗東	栗東市安養寺七丁目1-25 WIND WORD ビル4F-C	訪問看護	—	令和7.3.1
スフィード訪問看護ステーション	草津市上笠三丁目25-31ハイツヒロノ2号102号室	訪問看護	—	令和7.3.1

滋賀県告示第221号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和7年5月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
育成医療・更生医療	ケアリア調剤薬局	長浜市大戌亥町288-5	薬局	佐藤良輔	令和7.3.1

育成医療・ 更生医療	訪問看護ステーションとくさん	近江八幡市安土町下豊浦1285番地18	訪問看護	—	令和7.3.1
育成医療・ 更生医療	ミライリハ訪問看護リハビリステーション栗東	栗東市安養寺七丁目1-25W I N D W O R D Tビル4F-C	訪問看護	—	令和7.3.1
育成医療・ 更生医療	スフィード訪問看護ステーション	草津市上笠三丁目25-31ハイツヒロノ2号102号室	訪問看護	—	令和7.3.1

滋賀県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和7年5月27日から令和7年6月10日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年5月27日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	愛知川彦根線	愛知郡愛荘町長野字嶋田1564番1地先から	変更後	最小 17.1m } 最大 30.5m	286.8m	道路改良工事（拡幅）に伴う道路区域の変更
		愛知郡愛荘町川原字野瀬168番1地先まで	変更前	最小 17.1m } 最大 25.1m	286.8m	
	神郷彦根線	愛知郡愛荘町川原字茶ノ前1075番地先から	変更後	最小 16.3m } 最大 49.1m	1156.2m	
		愛知郡愛荘町川原字野瀬168番1地先まで	変更前	最小 6.9m } 最大 37.0m	1156.2m	

滋賀県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和7年5月27日から令和7年6月10日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年5月27日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
神郷彦根線	愛知郡愛荘町川原字茶ノ前1075番地先から 愛知郡愛荘町川原字笠海堂794番地先まで	令和7.5.27	L=213.5m

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和7年5月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 ナフコ彦根店、ブックオフ彦根店/ハイパーバザー彦根店 彦根市高宮町1520-1

2 意見の概要 彦根市からの意見

- (1) 駐車場、駐輪場について、平成21年6月12日に締結している覚書の内容について、変更となる場合は別途協議すること。
- (2) 法定外公共物について、占用および形状変更が伴う箇所は別途申請すること。
- (3) 当施設から発生する事業系廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第3条第1項の規定に基づき事業者の責任において適正に処理すること。
- (4) 平成27年4月1日施行の彦根市事業系一般廃棄物減量化等に関する指導要綱(平成26年4月1日彦根市告示第92号)に基づき、大規模小売店舗を営む事業者で、店舗面積が1,000㎡を超える場合は、「彦根市事業系一般廃棄物管理責任者選任届」および「彦根市事業系一般廃棄物減量化等計画書」を次の期限までに彦根市市民環境部生活環境課に提出すること。「彦根市事業系一般廃棄物管理責任者選任届」については、選任(もしくは変更)の日より14日以内。「彦根市事業系一般廃棄物減量化等計画書」については、毎年4月末日まで。
- (5) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第2条第1項に規定する特定施設を設置する場合は、当該施設の設置工事の開始の日の30日前までに彦根市市民環境部生活環境課に届け出ること。
- (6) 事業の実施に伴う騒音苦情が発生しないように防止対策を講じること。
- (7) 近隣住民から騒音苦情が発生した場合は、さらなる防止対策を講じるなどの迅速な対応を行うこと。
- (8) 当該計画地は、彦根市景観計画に基づく市街地景観ゾーンに位置している。本件の建築計画は、景観法(平成16年法律第110号)に基づく届出対象行為となるため、良好な景観形成が図れるよう景観形成基準を遵守のうえ、行為着手までに景観計画区域内行為の届出書を提出のうえ、市の適合通知を受けること。
- (9) 当該計画地は、彦根市屋外広告物条例(平成27年彦根市条例第6号)に規定する第4種地域および第6種地域に位置している。本件における屋外広告物の計画は、既存で設置されている屋外広告物を含め申請対象行為となるため、許可基準を遵守のうえ、行為着手までに既存物件を含め屋外広告物許可申請書を提出のうえ、市の許可を受けること。
- (10) 建築物、屋外広告塔、野立広告物等における屋外の照明または電光表示物を設置する場合は、周辺地域の環境に対して過剰な光や漏れ光などの影響による光害が発生しないよう、照明の配置、方向、強さ、光源の種類および点灯時間に十分配慮するとともに必要な措置を講じること。
- (11) 当該施設周辺は高宮小学校および彦根中学校区であり、搬出入の経路は通学路となっていることから、登下校時間帯の大型車による商品搬出入をできるだけ避けるとともに、通行する場合は児童および生徒に十分注意し、安全運転を心がけること。
- (12) 万引き等の触法行為ならびに迷惑行為等があった場合、原則警察に通報すること。
- (13) 建築等に関しては、建築基準関係規定を遵守のうえ、建築確認を受けること。
- (14) 建築物以外の工作物の工事費(土木工事の請負契約金額)が500万円以上の場合、または新築工事における延床面積が500㎡以上の場合、建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)(建設リサイクル法)の届出を行うこと。
- (15) 延床面積300㎡以上の場合、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、省エネ基準に適合させること。
- (16) 特定施設(物品販売業を営む店舗)に該当し、用途面積が200㎡以上の場合、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例(平成6年滋賀県条例第42号)の規定に基づく届出を行うこと。
- (17) 建築敷地設定については、昨年度から継続協議を行っていることから彦根市都市政策部都市計画課と協議すること。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

- (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号

(2) 縦覧期間 令和7年5月27日から令和7年6月27日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年5月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 野洲市須原、堤
- 3 作業の期間 令和7年5月1日から令和7年5月30日まで

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、彦根市長 田島 一成から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和7年5月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基礎地図データ更新)
- 2 作業の地域 彦根市全域
- 3 作業の終了日 令和7年3月24日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和7年5月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 大津市八屋戸、和邇北浜、和邇中浜、和邇南浜、和邇今宿
- 3 作業の終了日 令和7年3月26日

農業農村振興事務所公告

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、彦根市南部土地改良区の定款の変更は、令和7年5月16日に認可した。

令和7年5月27日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 吉 永 富 彦

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、河瀬土地改良区の定款の変更は、令和7年5月16日に認可した。

令和7年5月27日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 吉 永 富 彦

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、愛西土地改良区の定款の変更は、令和7年5月16日に認可した。

令和7年5月27日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 吉 永 富 彦

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、愛知川土地改良区の定款の変更は、令和7年5月16日に認可した。

令和7年5月27日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 吉 永 富 彦

